

## 死亡一時金制度の概要

### 1. 支給要件

死亡一時金は国民年金法に定める給付の一つであり、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納めた期間（注1）が36月以上の者が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、その者と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（注2））に支給される。

なお、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されない。また、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられるときは、いずれかの一方を選択する。

注1：保険料の4分の1免除を受けていた期間についてはその期間の月数の4分の3が保険料納付月数に算入される。また同様に半額免除を受けていた期間は2分の1が、4分の3免除を受けていた期間は4分の1が算入される。

注2：死亡一時金を受けべき者の順序は、上記の順序による。

### 2. 支給金額

死亡一時金の金額は、保険料納付済月数及び免除月数（1の注1）の合計月数によって定められている。

月数	金額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料の納付済月数が36月以上ある場合は、上記金額に8,500円が加算されます。